

久留米広域合併協議会(第12回)議案等

《報告事項》

報告第18号 第11回協議会以降の協議会活動について P 1, 2

《議案》

協議	新市建設計画(案)について	P 3 ~ 14
第15号議案	地方税の取扱いについて	追加資料後送
第19号議案	商工・観光関係事業の取扱いについて(第9回協議会議案等	P 21 ~ 25)
第22号議案	町名・字名の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 10 ~ 12)
第23号議案	一般職の職員の身分の取扱いについて	
	(第10回協議会議案等	P 13 ~ 16)
		追加資料後送
第31号議案	社会教育事業の取扱いについて (第10回協議会議案等	P 42 ~ 46)
	(第11回協議会議案等	P 7 ~ 11)
		追加資料後送
第32号議案	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
	(第11回協議会議案等	P 12 ~ 15)
第33号議案	広報広聴事業の取扱いについて (第11回協議会議案等	P 16 ~ 18)
		追加資料後送
第34号議案	障害者福祉事業の取扱いについて (第11回協議会議案等	P 19 ~ 22)
第35号議案	児童福祉事業の取扱いについて (第11回協議会議案等	P 23 ~ 26)
		追加資料後送
第36号議案	高齢者福祉事業の取扱いについて (第11回協議会議案等	P 27 ~ 33)
第37号議案	財産の取扱いについて	P 15 ~ 17
第38号議案	事務組織及び機構の取扱いについて	P 18 ~ 21

報告第 18 号

第 11 回協議会以降の協議会活動について

第 11 回協議会以降の協議会活動について、別紙のとおり報告する。

平成 15 年 11 月 22 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

第11回協議会以降の協議会活動について

《会議》

11月13日 合併協議会幹事会(第12回) 合併協定項目の第12回提出議案
協議会(第12回)開催要領(案)など

《専門部会、分科会活動》前回報告以降分

事務事業調整について、部会レベルでの調整に合わせ、合併協定項目ごとの調整方針(案)の作成を行っています。

また、システムWGでは、合併後のシステム統合に関する協議を引き続き行っています。

第12回協議会に提案する合併協定項目に関する部会ははじめ、延べ2部会・3分科会・8WGが開催されました。

- 11月 4日 国民健康保険料(税)システムWG
- 11月 5日 農家台帳システムWG、戸籍WG
- 11月 6日 戸籍WG、新市建設計画策定会議、児童手当・児童扶養手当児システムWG
- 11月 7日 公営住宅システムWG
- 11月10日 総合調整部会、総務部会、人事調整会議、企画調整会議
- 11月11日 公費医療システムWG、国民健康保険料(税)システムWG

協 議

新市建設計画(案)について

新市建設計画(案)について、別紙のとおり協議を求める。

平成15年11月22日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

新市建設計画(案)について

新市建設計画パブリックコメントについて

久留米広域合併協議会は、新市の都市づくりの基本となる新市建設計画(原案)について、新市の住民及び関係する住民を対象として、平成15年10月3日～17日を期間としてパブリックコメントを実施しました。

その結果、多くの住民の方が新市建設計画を閲覧され、貴重なご意見を頂きました。久留米広域合併協議会におきまして、これらのご意見につきまして、新市建設計画への反映等その取り扱いを下記のとおりとしましたので公表します。

〔総括的整理〕

パブリックコメントは新市建設計画(原案)を対象に実施しましたが、それ以外の合併に関する意見提案が多数ありました。これらの提案については、今後の合併協議等において参考にすることとしました。また、既に基本方針などが決定している事項や反映が困難な事項につきましては、意見提案に対する広域合併協議会の基本方針や協議状況等を提示することとしました。

新市建設計画(原案)に関する意見提案につきましては、本計画の基本的な性格や今後の合併後の都市づくり等を踏まえて、意見提案の内容を基に必要に応じて次のとおりに対応することとしました。

- (1) 新市建設計画(原案)の全般的なことに関する意見提案については、その基本となる内容・概念を反映することとしました。
- (2) 新市建設計画(原案)の個別的なことに対する意見提案については、その個別事項に意見の内容を反映することとしました。
- (3) 新市建設計画(原案)の具体的な実施にあたっての意見提案については、今後の新市における新市建設計画の実施や総合計画策定等にあたって参考にすることとしました。

なお、意見提案によっては全般的なことや個別的なこと、今後の具体的な実施に関するものが複合しているものもありますが、中心となると考えられるものについて対応することとしました。

〔個別的整理〕

パブリックコメントの意見提案については多方面にわたっていますが、文章は異なっているものの意見提案の趣旨が同じと解されるものについては、同様の趣旨として整理しました。

1. 新市建設計画（原案）の全般的なことに関する意見

意見の要旨	対応方針及び具体的修正内容
<p>新市建設計画は広範囲で長期に亘る基本的な計画であり、「男女共同参画社会の実現」は21世紀の最重要課題であるので、これを基本方針や基本理念に入れる必要があると思う。</p> <p>また、人権尊重についても重要であり、記述する必要がある。</p> <p>他に同様の意見が多数ありました。</p>	<p>男女共同参画社会の実現や人権の尊重は、21世紀社会の都市づくりにあたって主要な課題であることを踏まえて、基本的な考え方として文章・文言を追加記述します。</p> <p>《具体的修正》</p> <p>「はじめに」の13行目に文章を挿入。</p> <p>「また、基本的人権の確立や男女共同参画社会の実現など、新たな世紀にふさわしい自立した社会づくりに取り組まれています。」</p> <p>本論第2章第1節(2)の9行目に文章を追加記述。</p> <p>「また、男女がその違いや個性を認め合いながら、お互いの人権を尊重する人権意識の確立や、男女共同参画社会の実現などの共生の都市づくりを進めます。」</p> <p>本論第2章第2節(1)の13行目に語句を挿入。</p> <p>「人権教育の充実、<u>男女共同参画社会の実現</u>や市民…」</p> <p>本論第3章第1節(2)の施策の目標の19行目に語句を挿入。</p> <p>「人権が確立した社会づくりや<u>男女共同参画社会の実現</u>を推進します。」</p>
<p>新市の施策方針に記述されている「受益と負担」は、一番困窮するであろう家庭を想定した上での施策とし受益者負担を基盤にしない様にする</p>	<p>施策化や事業化にあたって配慮する視点として「受益と負担」を記述しているものですが、受益と負担の関係を明確にすることは、住民主体の都市経営にあたっては基本であると考えており、意見にあります実施にあたっての想定されたケースにおけるものとは異なるものです。また、想定されるケースについては、個々の具体的な施策にあたって考慮すべき事項であると考えています。</p>
<p>新市建設計画の内容を具体的で分かりやすいものにし、具体的方針を提案すること</p>	<p>協議会において積極的に特色を出すように要請されたものを受けて整理したのですが、新市建設計画の性格上、基本的な考え方や方針について整理したもので、具体的な内容については、今後、総合計画の見直しを含めて実施計画の策定等において整理します。</p>

2. 新市建設計画（原案）の個別的なことに関する意見

意見の要旨	対応方針及び具体的修正内容
女性と労働の問題、女性に対する暴力の問題に対する施策、いじめ・児童虐待に対する施策、農業女性に対する施策、家庭と仕事の両立に関する施策についても記述すること	施策は、【施策の目標】に包括的に記述し、重点的取り組みの内容については、特に重要な取り組みを記述しています。
財政計画に、一つの行政体としての効果的効率的な視点の具体化が見えない。過去の実績でなく、歳入に見合う財政計画とすべきである。また、特別会計も含めるべきである。	財政計画については協議会において議論されたところです。財政計画のスタイルを普通会計としたのは、特別会計が特定の事業または特定の歳入をもって特定の歳出に充てるものであることと、普通会計の主となる一般会計が地方公共団体の基本的な経費を中心に計上されているからです。また、合併効果については、今後の事務事業内容により異なってきますが、特に人件費については、合併による削減効果による要員減を見込むとともに、中核市移行に伴う要員増等を見込んでいるところです。
農業の振興策として、地域の特産品を全国にアピールする必要がある	<p>農業振興策は記述しているところですが、合併後に九州二位の粗生産額を誇る新市の基幹産業のひとつとなる農業の振興施策について追加記述します。</p> <p>《具体的修正》 本論第3章第3節（3）地域農業の振興に語句を挿入。 「地産地消、販路拡大や情報提供などを推進する…」</p>

3. 新市建設計画（原案）の実施に関する意見

意見の要旨	今後の考え方
東部地域の活性化のために、国道210号の改良整備をすること	新市の都市づくりにあたっては、広域幹線道路である東西幹線軸の整備は重要であると認識し・整理しているところです。今後の新市建設計画の実施にあたって、当該道路の整備を促進していきます。

意見の要旨	今後の考え方
地場野菜の地産地消にあたっては有機栽培という特色を出すこと	地産地消に関して、有機栽培の意義・特色などについては今後の具体化にあたって参考とします。
地域特性の尊重を具体化することが重要であり、三瀨町の駅周辺の開発、公共施設の改善や使いやすさの維持が必要である。	地域特性を尊重し具体化することは、合併効果の実現に欠かすことができないと考えます。今後の実施にあたって参考とします。
広域的な人・モノ・情報・資本の交流に不可欠な基盤であるハードソフト両面にわたるネットワーク整備を図ること	ネットワークの必要性については、協議会等においても指摘されている所でありその重要性は十分認識しているところです。今後の計画の具体化にあたって参考とします。

4. その他合併に関する意見

意見の要旨	既定方針などの状況
総合的保健福祉センターの設置及び健康診査の内容に関する意見	総合的保健福祉センターの設置については、新市の中核市移行に伴う保健所設置とあわせて検討するとともに、健診については事務事業の調整の中で検討を進めます
全ての首長、特別職の職員、議員は合併と同時に失職し、50日以内に選挙を行うことにより、行財政の無駄を省き、地域ニーズに即した新しいまちづくりを行うべきである	首長・特別職・議員については、合併方式並びに協議事項の中で審議することとなっています。
様々な危機に対応できる都市づくりや日本の特性に対応した都市づくりをするべきである	これからの都市のあり方に関する意見とします。
子どもの教育に力点をおき、30人学級を実現しゆとりある教育を実施すること	青少年の健全育成に取り組むとともに、学校教育における少人数授業については事務事業調整の中で整理することとしております。
市民と行政の協働の基盤となる地域の自治能力の向上を進めるために、地域審議会のあり方・機能を十分に検討すること	地域審議会については、協定項目の一つとして「4町を対象に設置すること」で合意しています。今後、具体的な運用の中で参考とします。

パブリックコメントの反映による修正

序論

はじめに

久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、三潞郡三潞町をエリアとする久留米広域地域は、真に豊かさが実感できる暮らしを実現するために、将来を展望するとき、これまでの歴史と伝統を尊重しながらも、21世紀の新たなふるさとづくりの必要性を共有し、平成15年1月10日に久留米広域合併協議会を結成して、具体的な都市づくりについて議論を進めることとしました。

20世紀の我が国は、欧米先進諸国へのキャッチアップ(1)を目標に邁進してきました。その結果、経済大国と称される経済発展を遂げることができましたが、社会経済の発展とともに、その発展を支えてきた制度や価値観との間に乖離が生じました。経済の成熟化や都市社会の定着は、これまでの右肩上がりの成長を前提とした経済中心の社会から、心豊かな暮らしに象徴される質を視点としたライフスタイル(2)へ構造転換をもたらしました。モノからココロへ、量から質へと転換が求められる中で、我が国では、制度疲労化した社会経済構造を変革し、21世紀の社会に適合した新たな制度構築に向けて、社会・経済の両面にわたって構造改革に取り組まれています。また、基本的人権の確立や男女共同参画社会の実現など、新たな世紀にふさわしい自立した社会づくりに取り組まれています。その一環として、これまでの都市づくりの基盤をなしていた中央集権と画一的な規制は、地方分権と規制緩和による多様性へと大きく舵取りが変っています。これらの変化に的確に対応し、地域の個性を活かした自立した都市づくりを、自らの知恵と実行力により自律的に行うことが求められているのです。

久留米広域合併協議会は、平成14年7月に設置された久留米広域合併任意協議会(久留米市、八女市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町、八女郡上陽町、同郡広川町)において、新たな地方自治のカタチを踏まえて提唱された「新市まちづくり構想～21世紀のふるさと創り」を継承しながらも、久留米広域合併任意協議会を構成する各市町の、広域合併に対する住民意向や議会判断を踏まえて、1市4町による新たな構成自治体で広域合併に取り組むこととしました。そして、新市への取り組みの第一歩を踏み出すために、久留米広域の将来の視線上に目ざす都市を描き、その実現を図るための道すじを明らかにした建設計画を示し、新市としての一体化と均衡ある発展を久留米広域に暮らす住民に提案するものです。

私たちは、この提案が共感をもって支持され、その目ざす都市像が共有され、その実現に向かって共に活動できる日々が明日であることを確信して、新市建設計画の最初の言葉とします。

本論

第2章 新市建設の基本方針

第1節 新市建設の基本理念

(2) 共生の都市づくり

これからの都市づくりにあたって大切なのは、共生を基盤とした都市づくりです。お互いが、それぞれの違いを認め合いながら、お互いを必要とする、積極的で開放的な関係が共生です。これまでの経済成長を主とした社会づくりから、持続的な社会づくりへと転換するために、自然と都市、人と人、人と自然、そして地域と地域の共生を基盤とした都市づくりが求められています。

久留米広域合併にあっても、自然の豊かさと高次の都市サービス機能に象徴される、自然と都市が共生した都市づくりを進めます。地域の住民が、お互いが異なりながらも、お互いを必要とし、理解しようとする積極的な人間関係を求める共生の暮らしづくりを進めます。また、男女がその違いや個性を認め合いながら、お互いの人権を尊重する人権意識の確立や、男女共同参画社会の実現などの共生の都市づくりを進めます。地域の文化や歴史が出会う中で、新たな地域の文化や歴史が創造される共生の歴史・文化づくりを進めます。また、地域と地域がそれぞれの個性を活かしあいながら、相乗的で一体的な都市魅力が生まれる共生の都市づくりを進めます。

本論

第2章 新市建設の基本方針

第2節 新市の目ざす都市像

(1) 教育文化や保健福祉等の暮らしの分野

新市は、市民一人ひとりが、真に豊かさを実感できる暮らしが営まれる都市を目ざします。

新市は、四季折々に素晴らしい風景と恵みを与えてくれる豊かな自然と、教育、医療、専門サービスなど高次の都市サービス機能が備わった都市です。また、各種の文化財や伝統行事に見られるように古くから拓けた、歴史と地域文化に富んだ地域でもあります。更に、近くに九州一の大都市圏である福岡都市圏や、長い歴史を有するとともにこれからの発展が期待されるアジアがあります。

この都市と自然が融合した、ゆとりとやすらぎのある地域社会を活かしながら、市民一人ひとりが、それぞれの価値観に基づき多様な暮らしを選択し、自己実現を図ることができる都市づくりを目ざし、生涯教育・学習の支援・充実を図ります。

また、市民一人ひとりがお互いの違いや個性を認め合いながら、それぞれの人権を尊重する人権意識を基盤に、その持てる能力と意欲が十分に発揮され、生き生きとした暮らしが展開される都市を目ざし、人権教育の充実、男女共同参画社会の実現や市民活動の活性化を図ります。

更には、様々な困難や暮らしの不安を支えるとともに、より豊かな暮らしを実現する意欲と活動にチャレンジできる都市を目ざし、保健福祉などの充実を図ります。

そして、これらの真に豊かな暮らしが営まれる都市の基盤となる地域社会の充実を目ざし、コミュニティ活動の活性化を促進します。

本論

第3章 新市の施策方針

第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策

(2) 具体的な施策の内容

市民一人ひとりの人権を尊重する社会の実現

【施策の目標】

私たちが真に豊かさを感じるのは、一人ひとりの存在が認められ、大切にされているのを実感するときです。基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法や、世界人権宣言にうたわれている「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との理念は、人々にとって希望の根源です。その実現のためには、個の存在を大切にする基本的人権意識の確立を図るとともに、それぞれの個性や違いを認め合いながら、その能力を十分に発揮できる人権文化が根付いた社会の実現が必要です。また、性別にとらわれずに、男女が対等に責任を担い能力を発揮し、共同して社会づくりに参画できることが重要です。21世紀を人権の世紀とするために、あらゆる差別の撤廃と人権の確立が必須の課題となっています。

しかしながら、まだ部落差別をはじめとして障害者差別、女性差別、人種差別、高齢者差別、いじめなど多くの差別が現存しています。これらの差別は、市民一人ひとりの魂を根底から脅かし、暮らしから輝きを奪うものです。また、情報通信技術の進展などによる新たな差別事象が発生するなど、人権を尊重する意識や文化の確立の取り組みに逆行する現状があります。

新市建設にあたって、自然の豊かさとともに、人の豊かさを願うときに、市民一人ひとりのあり方が問い直されます。あらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の確立に取り組む地域社会、そしてそこに暮らす人々の取り組みの主体性確立と活性化を目指し、「人権の大切さ」を家庭で、職場で、地域社会で話し合い、相互に理解しあい、明るくいきいきとした人権が確立した社会づくりや男女共同参画社会の実現を推進します。

本論

第3章 新市の施策方針

第3節 1次2次3次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策

(3) 新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
地域農業の振興	地域農業の振興を目的に、地元で生産された安全で新鮮な農産物を、地元で安心して購入し消費できる地産地消、 <u>販路拡大や情報提供</u> などを推進するため、特産品を展示即売する施設等の総合的な地域農業振興の核となる施設を、国県や農業協同組合等との連携を図りながら、計画的に整備します。
農村環境の整備	地域が自ら考える個性ある農村振興が図れるよう、地域住民の参加の下に総合的な農村環境の整備を、国県との連携を図りながら、計画的に整備します。
戦略的産業の誘致	次世代の戦略産業など産業誘致を推進するために、地域ポテンシャルなどを踏まえ、工業団地の計画的整備を進めます。

序論

第1章 新市としての合併の意義

第2節 行財政基盤の確立

組織や要員の状況

1市4町の総職員数並びに間接部門（総務、財政、企画部門）と直接部門（間接部門以外の部門）に従事する職員数の構成は、平成15年4月1日現在で、次の表のとおりです。

各構成自治体の職員状況（間接部門と直接部門） （単位：人、％）

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三漕町	合計
総職員数（A）		1,878	<u>161</u>	<u>118</u>	99	<u>114</u>	<u>2,370</u>
間接 部門	職員数（B）	115	15	20	16	18	184
	同割合（B/A）	6.1	9.3	<u>16.9</u>	16.2	<u>15.8</u>	7.8
直接 部門	職員数（C）	1,763	<u>146</u>	<u>98</u>	83	<u>96</u>	<u>2,186</u>
	同割合（C/A）	93.9	90.7	<u>83.1</u>	83.8	<u>84.2</u>	92.2

（資料：平成15年地方公共団体定員管理調査：教育長を除く）

本論

第3章 新市の施策方針

第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策

(3) 新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
学校教育の充実	生涯学習の地域の核となる学校施設を、将来的なあり方などの長期的な視点を踏まえながら、計画的に整備します。
市民スポーツの振興	市民スポーツの振興を図るために、新市としての総合的なスポーツ施設の配置等を踏まえながら、地域スポーツの核となるスポーツ施設を、計画的に整備します。
児童福祉の推進	児童福祉の推進を図るために、 <u>次世代育成支援対策推進法</u> を踏まえ、新市として保育ニーズへの対応方針を策定しながら、保育所等の計画的整備を進めます。
コミュニティ活動の振興	地域社会の再生・充実を図るために、地域社会(コミュニティ)の整備方針の検討を進め、コミュニティ活動の核となる施設を計画的に整備します。

第 3 7 号議案

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	5	協定項目名	財産の取扱い
調 整 内 容			
<p>財産については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 田主丸町、北野町、城島町及び三潯町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて久留米市に引き継ぐ。 なお、基金については、基金設立の経緯等を勘案し、旧町地域に用途を限定した「地域振興基金（仮称）」を旧町ごとに設置する。</p> <p>(2) 田主丸町船越財産区有財産、田主丸町東部財産区有財産、田主丸町西部財産区有財産は、各々の財産区有財産として久留米市に引き継ぐ。</p>			

財産の取扱いについて

【参考事例】

団体名	合併関係 市町村名	合併方式	合併 年月日	財産の取扱いに関する協定項目の内容
廿日市市	廿日市市 佐伯町 吉和村	編入	H15.3.1	佐伯町及び吉和村の所有する財産は、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。
潮来市	潮来市 牛堀町	編入	H13.4.1	牛堀町の財産（権利及び義務を含む）は、すべて潮来市に引き継ぐものとする。
篠山市	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	新設	H11.4.1	4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。 畑財産区有財産は畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

第 3 8 号議案

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 1 月 2 2 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

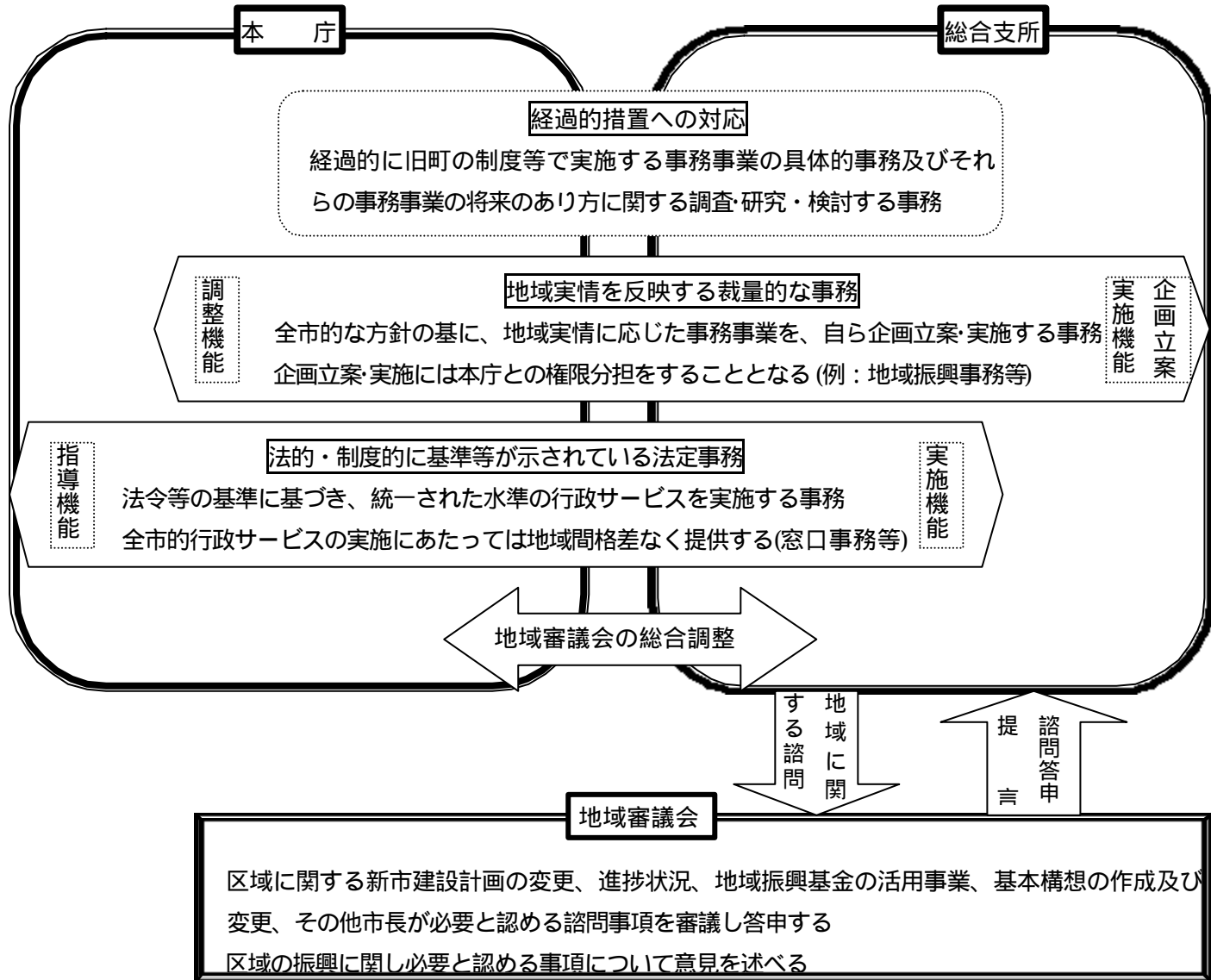
協定項目番号	13	協定項目名	事務組織及び機構の取扱い
調 整 内 容			
<p>事務組織及び機構の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>1. 整備方針について 新市の組織・機構については、地方分権の推進や総合的な住民サービスの向上に充分配慮しながら次の視点により整備する。</p> <p>(1) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(2) 市民が利用しやすくわかりやすい組織・機構</p> <p>(3) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(4) 指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(5) 新たな行政課題など時代の変化に柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>2. 総合支所(仮称)について</p> <p>(1) 合併前の町の区域を所管区域とする総合支所(仮称)を設置し、新市建設計画の推進を図る地域振興の拠点とする。</p> <p>(2) 総合支所(仮称)は、合併時においては4町の現有庁舎を有効活用する。</p> <p>(3) 総合支所(仮称)では、本庁において処理する事務(市全体に係る政策、施策、総合的調整事務、管理事務、その他効率性の観点から一元化して実施する事務)を除き市民サービスを総合的に提供する事務を取り扱うこととする。</p>			

事務組織及び機構の取扱いについて

【参考事例】

団体名 (合併年月日)	合併 方式	合併関係 市町村名	事務組織及び機構の取扱いに関する協定項目の内容
新潟市 (H13.1.1)	編入	新潟市 黒埼町	<p>(1) 黒埼町役場は、地区事務所とする。ただし、当分の間、地方自治法上の支所とする。</p> <p>支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。</p> <p>住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。</p> <p>(2) 黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実状に応じた適切な措置を講ずる。</p> <p>ただし、黒埼町の給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。</p>
廿日市市 (H15.3.1)	編入	廿日市市 佐伯町 吉和村	<p>(1) 合併後の組織機構は、次の方針により整備する。</p> <p>ア 住民サービスの低下を招かない組織機構</p> <p>イ 地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織機構</p> <p>ウ 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構</p> <p>エ 簡素で効率的な組織機構</p> <p>オ 指揮命令系統が明確な組織機構</p> <p>カ 新たな行政需要（課題）に対応できる組織機構</p> <p>キ 地方分権へ柔軟に対応できる組織機構</p> <p>ク 合併建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p>(2) 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は、支所とする。その組織は、合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合など、段階的な再編、見直しを行う。</p> <p>(3) 本庁で一括処理することが適している事務は、本庁で処理するものとし、必要な体制の整備を図る。</p> <p>(4) 行政委員会及び附属機関は、廿日市市に統合する。ただし、佐伯町及び吉和村の独自の附属機関については、実態を考慮し、必要に応じて整備を行う。</p> <p>(5) 行政委員会及び附属機関の委員構成については、佐伯町及び吉和村の実状に応じた調整を行う。</p>
呉市 (H15.4.1)	編入	呉市 下蒲刈町	<p>(1) 下蒲刈町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。</p> <p>(2) 下蒲刈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方については、必要により適切な措置を行うものとする。</p>

本庁と総合支所に係る行政システム(イメージ)



行政システム整備の基本視点

本庁と支所との機能分担に関する基本的事項
円滑な市民サービス提供の基本となる新市全体での事務事業の一体性及び水準・内容の統一性の確保
事務事業の円滑な執行における指揮命令系統一元化の原則の具体化

新市建設計画における新市の行財政経営の整備を図る施策
市民との行政の協働による行財政の経営
機能的でコンパクトな行財政経営
地域に対するきめ細かな行財政経営
広域的な行財政経営